自治体が独自に作成した小学校英語教材の事例研究

―― 教育課程特例校の動向と低学年における取り組み ――

佐藤克洋*・青田庄真** (2024年8月6日受理)

Elementary School English Teaching Materials Created by Local Governments: Nationwide Trends in Special Curriculum Schools and Cases in Lower Grades

Katsuhiro SATO and Shoma AOTA

キーワード:小学校, 英語教育, 教材, 低学年, 教育課程特例校

2024 年度現在, 小学校の英語教育は, 3・4 年次では必修の領域である「外国語活動」が, 5・6 年次では必修の教科である「外国語」が実施されている一方, 1・2 年次には学習指導要領に位置づけられた教科等はない。その一方で, 各種調査からは低学年においても何らかの英語教育が実施されていることが知られている。

本研究では、学習指導要領によらない教育課程を編成することができる制度の代表例である教育課程特例校に着目し、独自に実施されている英語教育の特徴について、主に小学校低学年を対象として分析した。分析には、文部科学省のウェブサイトで公開されている一覧表、各自治体のウェブサイトで公開されている使用教材等の資料、ならびに現地調査により得られた資料を用いた。その結果、授業時数や独自教材の内容の多様性等が明らかとなった。

はじめに

小学校における英語教育は、1998 年告示の学習指導要領において総合的な学習の時間の中に位置づけられて以降、学習指導要領改訂の度に、学習指導要領上における位置づけが変化してきている。 具体的には、1998 年の告示で総合的な学習の時間の中で実施できることが明記され、2008 年の告示では高学年に必修の外国語活動が導入され、2017 年の告示では中学年で早期化された外国語活動が実施されることとなり、高学年では教科としての外国語科が導入された。以上のように、小学校における英語教育は学習指導要領に位置づけられて以降拡大の一途を辿ってきたと言えるが、拡大にあたって「地域差」が一つの争点として取り上げられ、その解消が論拠として採られてきた。既に実施している地域に合わせて全国をいわば標準化するといった論理である。

^{*}日立市立油縄子小学校 **茨城大学教育学部

またその前提として、小学校における英語教育は地域差と浅からぬ縁があったとも言える。地域 差が生じる背景には経済格差など意図せずに生じてしまう場合もあるが、意図的に設けられてきた ものも少なくない。意図的に標準とは異なる教育を行うための制度も様々に整備されており、それ を利用して他と異なる取り組みが数多なされてきた。例えば、総合的な学習の時間もその一例であ るが、研究開発学校、教育課程特例校、小中一貫教育などがある。小学校の英語教育において生じ る地域差にはいわば多様化の論理が働いていると言える。小学校における今後の英語教育について 議論を深めるうえでも、英語教育について標準以外の教育課程を編成している事例を分析すること は有用であると言える。

そこで、本稿では教育課程特例校の枠組みを用いて実施されている小学校英語教育の分析、ならびに自治体によって各地で発行されている英語教育に関する独自教材の分析を行う。教育課程特例校に着目する理由として、例えば、小学校低学年の英語教育については、現行の学習指導要領には位置づけられておらず、上記の教育課程特例校が低学年で英語教育を実施するための代表的な枠組みの一つである。これらの制度化された枠組みを用いずに何らかの英語教育が実施されている事例も少なくないと思われるが、全国的な動向を推察するための一つの手がかりとして、教育課程特例校の動向を分析する。なお、教育課程特例校の制度を用いた英語教育は低学年に限ったものではなく、中学年や高学年に関しても対象となる。本稿の議論では、最も多様性が観察されうる低学年を主たる対象とするが、事例によっては対象学年が必ずしも明確に弁別されている訳ではない点に注意が必要である。また、独自教材に着目する理由としては、自治体として小学校の英語教育に注力していることの表れの一つであり、自治体内である種標準化された具体的な授業内容を想起しやすいと考えるためである。

小学校英語教育に関する学習指導要領等の変遷

自治体独自の小学校英語教育に関するカリキュラムの分析に先立ち、小学校英語教育に関わる学習指導要領等における位置づけの変遷を、文部科学省(2017)で示された4つのステージを基に概観する。

最初のステージは、「研究開発学校での英語教育」である。1992年に大阪市の公立小学校2校で、研究開発学校として「国際理解教育の一環としての英語教育の研究」が開始された。その後、研究開発学校の指定は、1996年には各都道府県1校単位になるまで拡大した。

第2のステージは、「『総合的な学習の時間』の中での英語教育」である。1998年告示の学習指導要領では、総合的な学習の時間において、「国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること」として英語教育を実施するための枠組みが明文化された。さらに、2001年には文部科学省から『小学校英語活動実践の手引』が発行され、具体的な実践方法の共有が試みられた。一方、総合的な学習の時間の対象は3年次以降であったが、既に低学年でも8割程度の学校が何らかの英語教育を実施していたことが「小学校英語活動実施状況調査」(文部科学省、2006)等により明らかとなっている。

第3のステージは、「英語教育必修化」である。その背景の一つとしては、2008年1月の中央教

育審議会答申は、「現在、各学校における取組に相当ばらつきがあるため、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から、国として各学校において共通に指導する内容を示すことが必要である」(中央教育審議会、2008)と述べた。そして、2008年告示の学習指導要領において、5・6年次で週1時間の外国語活動が新設され必修化された。この頃の小学校低学年の実施状況については、全国の398自治体の市町村教育委員会に対するヒヤリングを行ったJ-SHINE(2017)の調査がある。具体的な実施率等は公表されていないが、低学年の年間授業時数について0時間から48時間までの事例が報告された。

第4のステージは、「英語教育教科化」である。高学年外国語活動の成果と課題を踏まえ、2017年 告示の学習指導要領により、3・4年次で週1時間の外国語活動が導入され、5・6年次では週2時間 の外国語科が教科として導入された。

以上より、特に第3ステージならびに第4ステージにおいては学習指導要領等によって標準化ならびに拡大が図られてきたが、その一方で、学習指導要領で明確に規定されたもの以外にも英語教育に関する多様な取り組みが行われてきたことが分かる。また、以上で取り上げた調査等からは、低学年においても独自に多様な取り組みがなされてきたことが推察される。次に、それを可能としてきた制度、つまり学習指導要領とは異なる教育課程を編成する際の主な制度を概観する。

学習指導要領とは異なる教育課程を編成する各種制度

第1に、「研究開発学校」である。研究開発学校は、教育課程の改善に資する研究を行う目的で学校教育法施行規則や学習指導要領によらない教育課程の編成が認められる制度である。小学校英語教育に関しては、第1ステージを形成した研究開発学校がこれに当たる。学校教育法施行規則などに法的根拠を持ち、教育課程の「改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合」(学校教育法施行規則第55条)に指定を受けることができる。指定期間は原則4年間であり、数十万円規模から数百万円規模の研究経費が援助される制度である。

第2に、「教育課程特例校」である。これは、2003年度から内閣官房が主導して行われてきた構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域研究開発学校設置事業を前身として、2008年度から文部科学大臣の指定により行われているものである。上記の研究開発学校との相違点としては、「地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施する」(学校教育法施行規則第55条の2)という目的で学校教育法施行規則や学習指導要領によらない教育課程が編成できる点、予算措置がない点が挙げられる。

第3に、「授業時数特例校」である。これは、教科等ごとの授業時数の配分を変更することによって特別の教育課程を編成して教育を実施するための制度である。2022年から指定が開始されたものであり、他の制度のように新教科等を創設することはできないが、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅を拡大させるものである。そのため、この制度のみでは、3・4年次の外国語活動や5・6年次の外国語科の授業時数を増やすことは可能であるが、1・2年次に新たに英語教育を行う教科等を新設することはできない。

その他、いわゆる一貫校における特例もある。「令和6年度における教育課程特例校の新規指定・

変更・廃止に係る申請手続について」によると、「小中一貫教育、中高一貫教育を行う学校においては、設置者の判断で活用可能な教育課程の特例を活用することが考えられ、教育課程特例校制度の活用が不要となっている」。ただし、「この場合においても、各課程における独自教科等の設置やイマージョン教育など、小中一貫教育、中高一貫教育の特例の範囲に当てはまらない内容については、教育課程特例校制度の対象」であり、教育課程特例校としての申請が必要となっている。

先行研究と研究課題

本研究では、学校教育法施行規則や学習指導要領によらない教育課程を編成して低学年の英語教 育を実施している小学校の事例を分析する。それらによらない教育課程を編成するための主たる制 度は教育課程特例校であるため、教育課程特例校における英語教育実践についての先行研究を概観 する。代表的な先行研究としては,教育課程特例校制度の前身である構造改革特別区域研究開発学 校設置事業について分析した青木(2011)や酒井(2023)が挙げられる。青木(2011)は、当該制 度で認定されている研究開発学校は大部分が英語教育に関する認定であることから,当該制度の「規 格化」を指摘した。それを受けて酒井(2023)は、当時の計画書の分析から、当該事業の活用の多 くは青木(2011)の指摘通り小学校外国語教育であったことを指摘した一方で、小学1年次からを 含む開始学年や、教科等の名称・時間数・割愛された教科等の点で、自治体によって多様性が認め られる点を指摘した。また、計画書内の「意義」や「目標」へ影響したと考えられる要因を明らか にした。さらに、大桃・押田(2014)では、教育課程特例校の全国的な動向と、具体的な事例が分 析された。事例には石川県金沢市や、熊本県産山村など英語教育に関するものも複数含まれており、 独自教材にも言及がある。一方で,散発的な事例紹介にとどまっており,複数の事例を比較するこ とでそれらの共通点や課題などを議論するといった分析は差し控えられている。近年では、小谷・ 阿部 (2019) が英語教育に関する教育課程特例校を所管する青森県内の5つの自治体についての調 査を報告している。以上のように、教育課程特例校やその前身である構造改革特別区域研究開発学 校において実施された英語教育については、複数の研究が認められるものの、具体的な複数の事例 に基づいた研究が必要である。共通点や地域差を分析することは、今後起こりうる標準化やそれに 伴って生じうる問題点を考察する重要な資料となるものである。

次に独自教材を取り上げる。各教科は学校教育法第34条の定めにより教科用図書(教科書)を使用しなければならない。また、それ以外の教材については有益適切なものの使用が認められている。徳永 (2018) によると、教科書は、「これから学ぼうとすることが網羅的かつ体系的に記述され」たものであり、「記述されている内容に脈絡がなければ、それを教科書と呼ぶことはできない」という。また、「この網羅的かつ体系的であるという性質は、カリキュラムの持つ性質と同じもの」であるという(p. 60)。従って、教科書を頼りにカリキュラムについて議論することができる。小学校の外国語教育において教科用図書は、2017年告示の学習指導要領の施行以降、高学年の外国語科で発行されているのみである。それ以外については、文部科学省発行の教材や自治体が独自に作成している教材等が無償で多数の学校の授業に供されるなど、教科用図書に準ずる扱いを受けている。自治体独自の教材についても、教科用図書に類する内容であればそこからカリキュラムについての議論が可能であると言える。小学校英語教育に関する自治体の独自教材についての研究としては、

伊藤・股野・長谷川 (2007),青田 (2019),丹藤 (2020) などがある。伊藤・股野・長谷川 (2007) は、港区で使用されていた教材『ENGLISH for the World』を分析したものである。青田 (2019) や 丹藤 (2020) は複数の自治体による独自教材を取り上げ、共通点や相違点等について議論している。青田 (2019) によると、自治体が作成している小学生向けの英語ご当地教材の事例を 2 件の分析により、それらのご当地教材は地域に根差した教育を可能にするものであるという。また、同様に具体的な教材を複数取り上げた丹藤 (2020) では、英語科の地域教材を「英語を学習するために地域に関するものを題材として取り上げ、それらを段階づけ、体系化し、文字と音声によって意図的に英語で表したもの」と定義している。本研究では、丹藤 (2020) の地域教材の定義にある「地域に関するものを題材」とすることに重点を置くのではなく、伊藤・股野・長谷川 (2007) による『ENGLISH for the World』と同様に年間を通じた英語のカリキュラムが想起される教材を扱う。同時に、その教材内で地域に関する内容が含まれているかどうか、他の地域でも利用可能なものであるかどうかなどについても検討を行う。

本研究の研究課題は次のとおりである。第一の研究課題として、具体的な教材分析に先立ち、教育課程特例校制度における英語教育の現状はどのようなものであるのか、構造改革特別区域研究開発学校設置事業における英語教育とどのような差異があるのかについて分析する。続いて第二の研究課題として、自治体が独自に作成している低学年の英語教材を取り上げ、具体的な内容の比較分析ならびにカリキュラムの分析を行う。

研究方法

第一の研究課題については、文部科学省が公表している「教育課程特例校一覧」を分析する。具体的には、執筆時点で最新の「令和5年4月時点」の電子ファイルを文部科学省のウェブサイトから取得し、集計ならびに分析を行う。この一覧には、215の指定管理機関による1,801校の教育課程特例校が掲載されている。また、小学校段階における取り組みを分析する目的から学校種を「小」「小中」「義務」に限定し、教育委員会の取り組みを分析する目的から分析対象を「公立」校のみに限定した。以上により、分析対象は111の指定管理機関による1,172校の教育課程特例校であった。第二の研究課題については、6つの事例を取り上げる。サンプリングは、主として先述の「教育課程特例校一覧」に記載されている自治体等のウェブサイトを調査し、小学校低学年向けの体系的な独自教材の作成が確認された自治体等の中から、小学校低学年の授業時数の多様性に配慮して行った。加えて、例外的な取り組みをしている事例についても、調査の過程で見られたものに限り選択した。次に、図書館等においてそれらの教材が所蔵されていないかを確認し、所蔵されている場合は現地に赴いてその現物を閲覧した。また、所蔵されていない場合には自治体の担当者に対して問い合わせを行い、現地での教材の閲覧ならびに一部購入した。なお、一部の事例に関しては現物を閲覧できず、ウェブサイトに掲載されている情報や問い合わせによって得られた情報のみを用い

た分析となる。

「教育課程特例校一覧」の分析結果

(1) 自治体数

「教育課程特例校一覧」に掲載されている公立の小学校・小中学校・義務教育学校を所管する 136 自治体の教育委員会のうち、小学校における英語教育に関連する教科等を新設し実施していると思われる自治体は 111 自治体の教育委員会であり、全体の約 82%にあたる。思われると述べたのは、公表されている新設教科等の名称からは判断が困難な場合もあるためである。なお、一部の自治体では、新設教科等の名称と併せて実施学年を記載しているが、学年の記載項目があるわけではないため、上記の数はいずれかの学年で実施している学校を所管する自治体を表している。教育課程特例校の大部分が、小学校外国語教育に関するものであるという点で、青木 (2011) や酒井 (2023) の構造改革特別区域研究開発学校設置事業と同様の傾向が見られた。

(2) 新設教科等の名称

次に、新設教科等の名称について集計を行った。一部自治体については「教育課程特例校一覧」に記載がなかったが、各自治体のウェブサイト等で確認することで、上記 111 自治体の全ての名称を含むリストを作成した。また、同一自治体において、学校や学年によって異なる名称が使われている場合には全ての名称をその自治体が採用する名称として計上した。

教育課程特例校においては、学習指導要領上で設定されている「外国語活動」「外国語科」や平成13 (2001) 年に発行された『小学校英語活動実践の手引』で用いられている「英語活動」を上回り、「英語科」という名称を使用している自治体が最も多くなった。教科や領域といった位置づけを推察する手がかりとして、「科」を付している名称は49件で、「科」を付さない名称が55件と、「科」を付さない名称の方がやや多い結果となった。領域として実施している場合が多い可能性が示唆される。以下の項目でも議論するが、現在学習指導要領上に英語教育が位置付けられていない低学年に新設教科等を設定している場合が多いことが理由であると想定される。

(3) 削減教科等

次に、新設教科等を実施するために影響を受けた教科等について議論する。新設教科等を実施するために、既存教科等を削減せずに、新設教科等の時数を単に総時数に上乗せしている自治体もあるが、多くは既存教科等の時数を削減している。その内訳は表1のとおりである。なお、一つの教科等のみを削減する場合と、複数の教科等を削減する場合が見られる。

表 1. 小学校英語教育に関する教科等の新設に伴う削減教科等

削減教科等	国	社	算	理	生	音	図	家	体	外	道	外活	総	特
自治体数	7	0	0	0	81	16	13	1	12	21	0	37	41	3

最も多くの自治体が削減しているのは、生活科であり、81 自治体が削減していた。この要因としては、小学校英語教育に関する新設教科等が、生活科を履修する1・2 年次を対象とする例が多いこと、さらに、生活科が比較的新しい教科であり、それを守ろうとする集団があまり存在しないこと

が考えられる。また、生活科の削減をする場合においても、標準で週3時間設定されている時数のうち、1時間分を削減する例と、他の教科等もあわせて削減する例が見られた。例えば、茨城県守谷市の場合は、生活科のうち、1年次で34時間、2年次で35時間を削減し、その時間を「英語活動」に充てている。生活科の削減にあたって、生活科としての学びを考慮したうえで時数を削減するという方針が採られた例も見られる。茨城県利根町では、教育課程特例校指定申請に係る実施計画書等が審議された2017年8月31日の教育委員会定例会で委員と指導室長の間でその確認が交わされていることが議事録に記されている。

その次に多くの自治体が削減しているのは、総合的な学習の時間であり、41 自治体で削減されていた。既に外国語活動が実施されている3・4 年次や外国語科が実施されている5・6 年次で英語教育に関する時数を増加させる場合に多く総合的な学習の時間を削減しているものと考えられる。また、第2 ステージの時期に総合的な学習の時間の中で英語教育が実施されていたことや、生活科と同じく比較的新しいことも削減されている要因として考えられる。例えば、栃木県足利市では、小学校6年間を通じた年間10時間の「英会話学習」を行うために、1・2年次では生活科を、3年次以上では総合的な学習の時間の削減を行っている。

3番目と4番目に多くの自治体が削減しているのは、外国語活動と外国語科であり、それぞれ37自治体と21自治体となっている。主としてこれらの自治体では、学習指導要領上で位置づけられている外国語活動と外国語科が削減され、英語教育に関する別の教科等が新設されている。その場合、小学校低中学年から6年次まで、あるいは中学校3年次までの一貫した外国語教育が目指されていることが示唆される。また、その場合は3・4年次における教科化も一定の割合で行われているのではないかと推察される。例えば、青森県三沢市では、6学年を通して「英語活動科」を実施するために、1・2年次については、それぞれ34時間、35時間を標準授業時数に加えて実施しており、3・4年次については外国語活動の35時間、5・6年次については外国語科の70時間を削減している。

5番目以降の音楽科,図画工作科,体育科に関しては、これらの3教科を組み合わせてそれぞれ少しずつ削減している例が一般的であった。また、その組み合わせに、生活科、国語科、特別活動などを含む自治体もあり、組み合わせのパターンや削減の時間数などについては多様であった。例えば、沖縄県嘉手納町では、1・2年次において生活科を10時間、音楽科を5時間、図画工作科を5時間、体育科を5時間削減し、年間25時間の「英会話科」を実施している。千葉県八千代市の場合は、市内の学校によっても削減方法が異なっており、生活科と音楽科を削減する学校、国語科と生活科と音楽科を削減する学校がある1。いずれの学校も第1学年で34時間、第2学年で35時間の「言語活動科」を実施している。

以上より、学習指導要領に位置づけのない小学校低学年において外国語教育が実施されている例 や、中学年以降で標準とは異なる外国語教育が実施されている例が全国各地に存在することが明ら かとなった。

独自教材を作成している自治体の事例

続いて、具体的なカリキュラムや授業内容についての考察を深めるべく、個別の自治体によって 作成されている教材を分析する。その際、低学年で英語教育を実施している自治体を主に取り上げ る。なぜなら、低学年における英語教育は学習指導要領に明確な位置付けがなく、現在の実施状況 についての情報がより限られているためである。また、低学年は中学年の文部科学省著作教材 『Let's try!』や高学年の検定教科書のようなものが存在せず、何らかの教材を自作している可能 性が高いと考えられる。

(1) 福島県郡山市

第一の事例は、小学校低学年において10時間の英語教育を実施している福島県郡山市である。1か月に1時間程度の実施頻度にもかかわらず、独自教材で体系化がはかられている点が興味深い。郡山市は、教育課程特例校制度を用いて、1・2年次で「英語表現科」、3~6年次で「プログラミング学習」に取り組んでいる。英語表現科については、「英語に興味関心をもち、進んでコミュニケーションする態度を育むため」(資料1の①)、生活科の年間10時間を充てて実施されている。また、独自教材として、2年間を通して使用する『Koriyama E book』が作成されている。この教材の作成には、当該市内の総合広告代理店が携わっており、その会社のウェブサイトで公開さている誌面の一部から、アルファベットの学習項目があることや英語の文や単語が文字で記載されていることが分かった。また、教材内には同市のイメージキャラクター「がくとくん」と「おんぷちゃん」が用いられており、当該市内で学ぶ児童にとって親しみやすい工夫がなされていると言える。

(2) 奈良県生駒市

続いて、同じ10時間の設定ではあるものの、教育課程特例校を有していない奈良県生駒市の事例である。教育課程特例校ではない公立小学校において、1・2年次で年間10時間の「外国語活動」に取り組まれており、学年別の独自教材『Ready … Go!』が発行されている。2016年度に1・2年次における外国語活動の取り組みを開始し、2017年度に独自教材を作成し、2018年度から教材の使用を開始したという。教材の作成に当たっては、学識経験者、ALT、ALTコーディネーター、わくわくイングリッシュサポーター、学校長2名、教諭2名、教育委員会事務局2名の10名で構成される生駒市英語教育推進委員会が10回の会議を重ね作成した。各学年の単元については、次の通り、各学年5つで構成されている。

『Ready … Go! 1』
Unit 1 Hello!
あいさつをしよう
Unit 2 How are you?
からだのちょうしをきいてみよう
Unit 3 I like animals.
すきなどうぶつをつたえよう
Unit 4 What color do you like?
すきないろやかたちをきいてみよう
Unit 5 What day is it today?
きょうはなんようびかきいてみよう

『Ready … Go! 2』
Unit 1 Hello! Nice to meet you.
あいさつをしよう
Unit 2 Wash your hands.
手をあらおう
Unit 3 How many? (1-20)
いろいろなものを数えよう
Unit 4 What do you want?
ほしいものをつたえよう
Unit 5 Do you like vegetables?
野さいがすきか、聞いてみよう

上記の単元以外にも、アルファベットやフォニックスの学習も含まれている。また、教材内には 生駒市のキャラクター「たけまるくん」が「たけまる先生」として登場しており、郡山市との共通 点であると言える。

(3) 茨城県鹿嶋市

次の事例は、教育課程特例校制度を用い、小学校低学年において年間 20 時間の外国語教育を実施している茨城県鹿嶋市である。鹿嶋市では、教育課程特例校として、1・2 年次においても領域としての「外国語活動」を実施している。時数の確保にあたっては生活科を年間 20 時間削減し外国語活動に充てている。なお、生活科の時間数が削減されている影響について、担当者によると、現場での影響がないとは限らないが、2007 年度から特区や教育課程特例校を用いて外国語活動を実施してきており、教育委員会に声が上がってきたりなどはないとのことであった。また、低学年での外国語活動実施にあたっては、シラバス、レッスンプラン、教材を教育委員会で作成し、年度ごとに見直しを行っている。

教材については、『Let's do TPR』が制作されている。TPRとは、教師が発する命令文に対して学習者が全身を使って反応する活動などで知られる全身反応教授法(Total Physical Response)を指す。冊子体などはなく、動画配信サイトを通じて閲覧可能な動画教材として 2021 年 5 月に市内の小学校に配布された(図1 参照)。動画は全32 本で、市内を本拠地とするプロサッカーチームと共同で制作された。動画の撮影や出演は当該チームが無償で行い、選手29 名のほか、チームの 0B やマスコットキャラクターなどが出演している。その意味で、市内の小学生にとって身近な素材が活かされた教材であると言える。また、動画内で扱われている表現等については市教育委員会の指導主事や、教育委員会に独自に配置されている英語力向上スーパーバイザーが行った。さらに鹿嶋市では、授業内で使用する投影教材についても市教育委員会によって作成され市内の小学校にデータで配布されている。具体的な活用方法については、2 年間を通したシラバスが作成されており、それらに基づいて、学級担任およびALT が指導を行っているという。なお、この教材については、2023 年 8 月に教育委員会を訪問し実物の閲覧ならびに担当者への聞き取り調査を行った。





図 1. 『Let's do TPR』の一部(出典:資料1の②)

(4) 埼玉県さいたま市

続いて、埼玉県さいたま市の事例である。この自治体では、1年次において年間34時間、2年次において年間35時間の外国語関連の教育が行われている。2017年告示の学習指導要領において中学年の外国語活動が標準で年間35時間であることを踏まえると、それと同等の時間数が低学年か

ら行われていることが特徴である。さいたま市は、英語教育を「グローバル・スタディ」と呼び、2016年度から教育課程特例校として、小学校1年次から中学校3年次の9年間を一貫したカリキュラムが設けられている。「グローバル・スタディ」の時数は、小学校1年次は34時間、2年次は35時間、3・4年次は70時間、5・6年次は105時間とされている。時数の確保にあたり、小学校1・2年次については他教科等の削減はされておらず、小学校3年次から中学校3年次に関しては、外国語活動と外国語科の全時間ならびに総合的な学習の時間の一部が削減されている。

教材については、小学校1・2年次用、小学校3・4年次用、小学校5・6年次用、中学校用の4種類が冊子体として作成されており、小学校1・2年次にはDVD 教材も作成されている。DVD については、NHK エデュケーショナルが企画・制作を担当している。児童生徒用教材はB5サイズで、分量は1・2年次用が24ページ、3・4年次用が56ページ、5・6年次用が104ページであった。また、教師用指導資料として A4 サイズの冊子が作成されており年間指導計画や学習指導案などが掲載されている。内容については、1・2年次用とそれ以外とで異なる傾向が見られた。1・2年次用の教材に関しては、さいたま市に限った内容はなく英語の入門用として一般的なテーマが扱われていたがが、3・4年次や5・6年次の教材では、「ふるさとを知ろう」「ふるさと再発見 埼玉県」「夏休みの思い出」「さいたま市を案内しよう」など、地域に関係した単元が配置されていた。なお、2024年1月に教材の閲覧・購入ならびに担当者に聞き取りを行った。

(5) 東京都港区

東京都港区は、小学校低学年においてさらに多くの時数を英語教育に充てている事例である。港区は、教育課程特例校として、小学校 $1\sim6$ 年次で「国際科」、中学校 $1\sim3$ 年次で「英語科国際」に取り組んでおり、「国際科」の時数は、1 年次で年間 68 時間、 $2\sim6$ 年次で年間 70 時間と設定されている。とりわけ低学年において週あたり 2 時間の英語教育が実施されている点は、ここまでの事例と比較しても特筆すべき特徴である。時数の確保にあたっては、 $1\cdot2$ 年次については、生活科をそれぞれ 34 時間、35 時間削減している。

教材については、『Tomorrow』と呼ばれる冊子体が1・2年次用、3・4年次用、5・6年次用の3種類作成されている。作成にあたっては、2名の大学教授が監修しており、5・6年次用の検定教科書を出版している東京書籍も編集協力を行っている。いずれもA4サイズで、分量は1・2年次用が57ページ、3・4年次用が33ページ、5・6年次用が25ページであった。なお、3・4年次には文部科学省作成の『Let's Try!』、5・6年次には検定教科書があり、それに加えて東京都教育委員会が3~6年次用に『Welcome to Tokyo』を作成している。また、伊藤・股野・長谷川(2007)によると港区では過去にも『English for the World』と呼ばれる独自教材が作成されており、教材作成に関する蓄積があったものと思われる。教材の具体的な内容としては、先述のさいたま市と共通点が見られた。表紙に関しては、港区に所在する東京タワーのイラストが全学年を通して描かれているなど、地域の児童向けの工夫が施されている一方で、内容に関してはさいたま市と同様に、1・2年次の教材では、数字や身体など一般的なテーマが配置されており、港区や東京都に特化した題材は特に用いられていないのが特徴であった。一方、3年次以上に関しては、「Welcome to Minato City 港区へようこそ」や「From Tokyo Station 東京駅から」など、地域に特化した単元も見られた。なお、これらの教材は国立国会図書館国際子ども図書館に所蔵されており、2024年1月に閲覧した。

(6) 東京都立立川国際中等教育学校附属小学校(東京都教育委員会)

最後の事例は東京都立立川国際中等教育学校附属小学校である。基礎自治体が設置者であるここまでの5つの事例とは異なり、都道府県が設置する小学校である。教育課程特例校としての認定を受けており、本稿前半で行った教育課程特例校一覧の分析においても、含まれているものである。この学校は、2022年4月に開校した日本初となる公立の小中高一貫校である。①探究的な学び、②語学力とそれを支える言語能力、③学びを実践する学校行事の3つを学校の特色として掲げており、②に関しては多言語教育も行われていることなど、一般的な公立学校では見られない点が多い。英語教育に関しては、教育課程特例校として、1年次で年間136時間、2~6年次で年間140時間の「英語科」に取り組んでいる。なお、週4時間のうち1時間分については週3回に分割され、「Eタイム」として朝に15分間ずつ行われている。また、1・2年次については他教科の削減はなく、土曜日にも授業が実施されているなど、時数の追加で対応されている。

独自教材としては、1・2 年次用に『Journey』,3・4 年次用に『Rainbow』,5・6 年次用に『Bridge』 が作成されている。監修は佐藤久美子氏であり,教材の作成にあたって,外部有識者や都内小・中 学校の教員からなる委員会が設置された。また、制作はNHK エデュケーショナルが行った。媒体と しては電子版で配布されており、誌面を押下することで音声が再生される。電子版であるため、閲 覧した資料には全体を通してのページ番号の記載はなかったが,1・2 年次用の『Journey』は各単 元5~9ページ程度, 3・4年次の『Rainbow』は各単元9~16ページ程度であった。学習を進めてい くうえで登場するキャラクターはオリジナルのものであるが、各教材の冒頭や巻末には学校が所在 する立川市のキャラクター「くるりん」が登場する。単元の内容としては、教材の特色の一つとし て「他教科で学んだ内容を英語で理解し発信する素材を選定」(資料1の②参照)が掲げられてい るとおり、多くは生活科、一部は算数科と共通する内容が見られた。また、他の事例と異なる特徴 として、2年次の「町に出かけよう」の単元で "Where is Tachikawa Manga Park?" という表現 が出ているなど立川市や東京都に関する話題も出ている点が挙げられる。さらに特徴的な点として、 4年次の「予定を教えて」の単元では "This is my favorite place, Ibaraki. … I'm going to visit Nakaminato Fish Market. …"のように他の自治体についても触れられていることが挙げら れる。なお、教材は東京都教育委員会において2024年1月に閲覧したが、5・6年次用の『Bridge』 については閲覧時点では制作中であった。

(7) 小学校低学年における外国語教育についての考察

以上6つの事例の概要をまとめると、表2のようになる。選択された事例は、小学校低学年における年間の授業時数が10時間から140時間であった。独自教材を作成しているという共通点を持つ事例に限っても、表面的に認知しやすい時間数の点でこのような差異が現に存在することは興味深いところである。また、時数の確保にあたっては、他教科の時数を削減して総数を維持する場合、他教科の時数を削減せずに総数を増加させる場合などのバリエーションがあり、さらにモジュールを活用する場合などの例も見られた。他教科が削減される場合、削減対象となる教科としては低学年では生活科が多いことから、外国語の授業で生活科の内容が代替しやすいと考えられているなどの理由が考えられる。実際、東京都立立川国際中等教育学校附属小学校の事例などでは、独自教材に生活科的な内容が含まれている例も見られた。

表 2. 小学校低学年向けの独自教材を作成している 6 事例の概要

自治体名等	新設教科等 の名称	1・2年次 年間授業 時数	削減教科等(削減時数)	利用制度 名称	低学年 向けの 作成教材	3年次以 降向けの 作成教材
福島県 郡山市	英語表現科	10 • 10	生活科 (10 時間)	教育課程 特例校	Koriyama E book	_
奈良県 生駒市	外国語活動	10 • 10	なし	なし	Ready … Go!	_
茨城県 鹿嶋市	外国語活動	20 • 20	生活科 (20 時間)	教育課程 特例校	Let's do TPR	_
埼玉県 さいたま市	グローバル ・スタディ	34 · 35	なし	教育課程 特例校	Global studies	小3-中3 <i>Global</i> studies
東京都 港区	国際科	68 • 70	生活科 (34/35 時間)	教育課程 特例校	Tomorrow	小3-小6 Tomorrow
東京都立立川国際中	英語科	136 • 140	なし	教育課程 特例校	Journey	ハ3-ハ4 <i>Rainbow</i>
等教育学校附属小学校						小5-小6 <i>Bridge</i>

独自教材の内容に関しては、一般的な題材や地域に関連した題材の双方が含まれることが複数の 先行研究で指摘されており、全学年を通してみた場合、本研究で分析した事例においても同様の傾 向が見られた。一方で、小学校低学年向けの教材は、一般的な題材のみによって構成される事例が 複数確認された。この傾向は、年間授業時数が少ない場合においても、中学年の標準授業時数を超 える場合においても見られた。その理由としては、入門期においては、用いられる語彙や表現の幅 が限られるため、中学年以降で行われるような地域の魅力を学んだり発信したりする活動は容易で はないと考えられる。それを踏まえると、一般的な題材が中心になることはある意味やむを得ない ことであると言える。しかしながら、だからと言ってその自治体専用ではない一般的な教材で代替 できるありきたりな内容ばかりである訳ではない。事例として分析した独自教材において、表紙の イラストに自治体のランドマークが用いられていたり、登場人物に自治体等のキャラクターが用い られていたりなどが確認されたことから、児童に外国語学習を身近に感じさせるような工夫が施さ れていると解釈できる。日本の日常生活で外国語を使う場面に遭遇することは稀であり、これらの 工夫によって児童が外国語学習を身近に感じることができるのであれば、題材が一般的であっても 独自の教材が存在する意義は大きいと言える。言い換えれば,既に他の自治体で作成されている題 材やフォーマットを有効活用することができれば、登場人物や挿絵等の工夫によって他の自治体へ の政策波及も考えられ得る。分析した事例では、全国的な活動を展開していると思われる営利団体 が作成に携わっている例も複数見られ、こうした独自教材の作成がビジネスとして拡大し一般化し

ていく可能性も考えられる。自治体の財政力によって教育機会に著しい差が生じてしまわないよう, さらなる議論と制度設計が必要である。

では、小学校低学年においても文部科学省作成教材が配布されることが望ましいのだろうか。以上の議論を踏まえるのであれば、答えは否である。まず、地域の実態に合わせて特例措置が採られている教育課程特例校において授業時数に多様性があることから、外国語教育に関するニーズや実態は多様であると考えられる。何より、そもそも早期外国語教育の効果についても否定的な研究結果も少なくなく、全国的な標準化は慎重であることが求められる。また、身近なキャラクター等を用いて児童にアプローチしてきた様々な事例の効果を検証する必要がある。こうした取り組みが効果的なのであれば、標準化よりもむしろ多様化が推奨されるべきなのかもしれない。

おわりに

本研究では、教育課程特例校一覧の分析と独自教材を作成している自治体の事例を通して、小学 校低学年における英語教育に関する取り組みの現状を明らかにすることを試みた。その結果、授業 時数や独自教材の内容の多様性などが明らかとなった。また、とりわけ小学校低学年向けの独自教 材では地域のキャラクター等を用いて一般的な題材を扱うといった共通点も見出された。多様性が 想定される小学校外国語教育の現状について、従来あまり議論されてこなかった新たな知見が得ら れたと言える。これらの事例だけでは、全国で多様な形で実施されている小学校外国語教育の全体 像を全て把握することはできないが,少なくとも教育課程特例校に認定されている自治体だけでも 様々な点で多様性が見られたことは、全国の状況を推論する上でも重要である。教育課程特例校を 所管していない自治体においても、小中一貫教育の枠組みを用いて外国語教育の充実を試みている 例をはじめ,外国語教育に関して標準以外の取り組みを行っている自治体は少なくないと思われる。 今後の課題としては、第一に、教育課程特例校やそれ以外も含めて事例をさらに収集することで ある。とりわけ、連携型などの比較的新しい小中一貫教育の枠組みを用いた公立学校における外国 語教育などは,さらなる議論が求められる部分である。第二に,標準以外の外国語教育を実施して いる学校や授業の分析である。本研究で行ったのはあくまでも資料や教材に基づく議論であるため、 学校や教室で実際にどのような取り組みが行われているのかは必ずしも明白ではない。第三に、独 自教材やそれに施されたどのような特徴が有効なのかについての比較分析である。教育課程特例校 における取り組みが先進事例として波及していくとしても、様々な取り組みのうちのどの部分が有 効であったのかについて充実した議論を行うことは重要である。以上のような課題は残されている が、本研究は今後の早期英語教育について議論するための重要な論点の拡充に貢献したと言える。

注

1) 千葉県八千代市の場合,削減教科等の配分も含めると以下の4つのパターンの小学校がある。 A. 第1学年は,生活科17時間,音楽科18時間の削減。第2学年は,生活科17時間,音楽科18時間の削減。

- B. 第1学年は、国語科 11 時間、生活科 10 時間、音楽科 13 時間の削減。第2学年は、国語科 10 時間、生活科 10 時間、音楽科 15 時間の削減。
- C. 第1学年は、国語科 10時間、生活科 10時間、音楽科 14時間の削減。第2学年は、国語科 10時間、生活科 10時間、音楽科 15時間の削減。
- D. 第1学年は、国語科11時間、生活科10時間、音楽科10時間、図画工作科3時間の削減。第2学年は、国語科10時間、生活科10時間、音楽科10時間、図画工作科5時間の削減。

謝辞

本研究は科研費(課題番号:21K00718,研究代表者:青田庄真)の助成を受けたものである。調査にあたって協力してくださった教育委員会をはじめとする関係機関の皆様に感謝申し上げます。

引用文献

- 青木純一. 2011. 「構造改革特区,教育分野の「規格化」とその背景: 自治体の自発性や地域の特性に着目して」『日本教育政策学会年報』第18号,40-52.
- 青田庄真. 2019. 「自治体が作成している英語ご当地教材にはどのようなものがあるか」『英語教育』 68(8), 30-31. (大修館書店).
- ベネッセ教育研究開発センター. 2006. 「第 1 回小学校英語に関する基本調査 教員調査 速報版」. (https://berd.benesse.jp/global/research/detail1.php?id=3185, 2024年7月31日10時00分閲覧)
- 中央教育審議会. 2008. 『幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)』(文部科学省).
- 伊藤嘉一・股野麗子・長谷川淳一. 2007. 「「国際科」英語教科書の指針と内容」『教材学研究』18 巻、271-282.
- J-SHINE. 2018. 『2017 年 小学校英語教科化記念 「教育委員会訪問調査」報告書』. (https://www.j-shine.org/wp-content/uploads/2018/04/e9fe20e0b7f34808f41841b652324b38. pdf, 2024年7月31日10時00分閲覧)
- 小谷遥奈・阿部二郎. 2019. 「小学校における「英語教育」の諸相 ―青森県の先行実践事例―」 『北海道教育大学大学院高度教職実践専攻研究紀要: 教職大学院研究紀要』第9号, 197-206.
- 文部科学省. 2007. 「平成 18 年度小学校英語活動実施状況調査及び英語教育改善実施状況調査(中学校・高等学校)について」. (https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/03/07030811.htm, 2024年7月31日10時00分閲覧)
- 文部科学省. 2017. 「小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック」. (https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1387503.htm, 2024年7月31日10時00分閲覧)
- 大桃敏行・押田貴久. 2014. 『教育現場に革新をもたらす自治体発カリキュラム改革』学事出版.

- 押田貴久・仲田康一・大桃敏行. 2012. 「寄稿論文 自治体独自のカリキュラム開発: 教育課程特例 校に焦点を当てて」『年報』2012, 96-107.
- 酒井秀翔. 2023. 「自治体独自の外国語教育カリキュラム政策―2000 年代の構造改革特区における 事例に着目して―」『関東甲信越英語教育学会誌』第 37 号, 141-154.
- 丹藤永也. 2020. 「英語科における地域教材の意義とあり方について」『青森公立大学論纂』第6巻 第1号, 3-13.
- 徳永俊太. 2018. 「教科書のあり方と生かし方」田中耕治(編). 『よくわかる教育課程 (pp. 60-63)』 (第2版). ミネルヴァ書房.

資料

資料1. 各事例のインターネット調査における主な参照先

福島県 郡山市	①特別の教育課程(教育課程特例校)の実施について https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/198/2408.html
	②【郡山市教育委員会】令和3年度低学年用 英語教材 https://spada-d.com/works/kyouzai/
奈良県 生駒市	①生駒市英語教育カリキュラム https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000030/30881/English_Curriculum.pdf
	②平成30年度は,小学校英語教育をさらに充実 https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000012/12898/300327_02.p df
茨城県 鹿嶋市	①令和5年度 特別の教育課程の編成の方針について https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13572979/www.city.kashima.ibaraki. jp/uploaded/life/65558_83390_misc.pdf
	②鹿嶋市との英語教材制作について https://www.antlers.co.jp/news/club_info/82625
埼玉県 さいたま市	①さいたま市立小・中学校における教育課程特例校の指定について https://www.city.saitama.jp/003/002/008/101/002/p087972.html
	②さいたま市の英語教育"グローバル・スタディ" https://www.city.saitama.jp/003/002/008/101/001/p062652.html
東京都港区	①特別の教育課程に基づく教育の実施について https://teachers.minato-tky.ed.jp/file/220
	②本格的な実践を控え,充実の準備を 外国語活動・教科化の全て https://www.sing.co.jp/assets/pdf/of/0Fvo142-T.pdf
東京都立 立川国際 中等教育学校 附属小学校	①令和6年度入学用〔小中高一貫教育校〕東京都立立川国際中等教育学校附属小学校https://tachikawa-e.metro.ed.jp/information/pdf/guide_202305.pdf
	②東京都立立川国際中等教育学校附属小学校使用の都独自英語教材の作成について https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/consistent_school/files/abou t/r3_kyouzai.pdf

注. 7月31日10時00分閲覧